

# 河川整備基本方針 (長期的な基本方針)

# 河川整備計画 (20～30年の具体的・段階的な計画)

## 内容

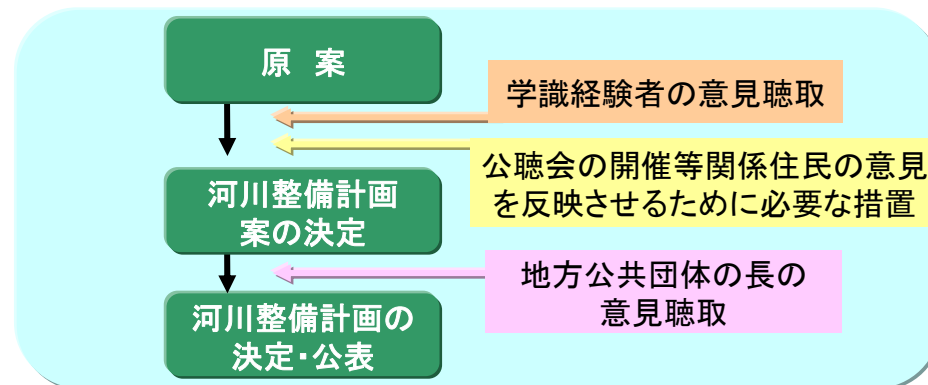
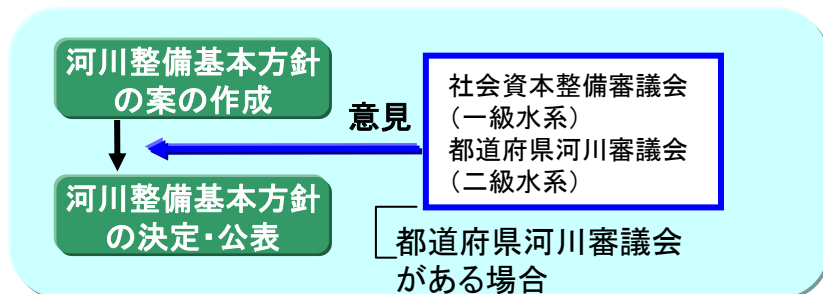
- 1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2.河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点の計画高水流量に関する事項
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- 1.河川整備の目標に関する事項
- 2.河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工の目的、種類及び施行の場所、設置される河川管理施設の機能の概要
- ・維持の目的、種類委及び施行の場所

## 手順



## 策定者

国土交通大臣

地方整備局長等 または 都道府県知事

## 策定範囲

水系ごと

一定の区間ごと(国管理区間など)

## 太田川水系

平成19年3月30日策定

区 間	時 期
国管理	平成20年度策定(予定)
広島 県管理	
太田川下流ブロック	平成14年2月策定
三篠川ブロック	平成15年7月策定
その他	未定